

法令外分担金の拠出について（案）

近年の厳しい財政状況の下で、都道府県の各種団体に対する分担金等の拠出が都道府県財政に与えている状況を踏まえ、全国知事会では、平成17年7月、法令外分担金特別委員会を設置し、これら団体に対する分担金等の拠出のあり方について検討を行ってきた。

本特別委員会では、本年8月から9月にかけて行った全都道府県に対する分担金等の拠出状況調査（1団体未回答）を基に、検討対象団体を150団体とし、さらにこれらの財務状況等の個別調査を行った。なお、この150団体の選定は、検討対象を全国的組織をもつ団体とすべきとの意見が大勢であったことから、2/3以上の都道府県が拠出している団体を対象としたものである。

この結果、非常に多くの団体（1,124団体）に対して、各都道府県が必ずしも横並びではなく、独自の判断により分担金等を拠出していることが判明（150団体は全体の約12%程度）するとともに、都道府県の知事、部長、課長を主な構成員とする多くの団体で、相当な額を繰越金として予算計上している実態も確認した。

以上のことから、本特別委員会は、先ず、平成18年度の対応として、都道府県自らが拠出し、かつ、都道府県の知事等の職員や行政委員会で構成する団体の計40団体については、自ら厳格な対応を示すという趣旨から、事業の緊急性、必要性を考慮の上、分担金等の拠出を原則廃止または縮減する方向で整理することとした。

今後、各都道府県への意見照会結果も踏まえ、早急にその取り扱いについて特別委員会で検討の上、最終的に決定する。

また、財団法人、社団法人を含むこれ以外の団体については、平成18年7月の本特別委員会の設置期間切れまでの間、分担金等の廃止、縮減の要請を行うことも含め、その取り扱いについて検討を行うこととする。

なお、全国知事会への分担金についても、自ら範を示す意味で、40団体と合わせて、縮減を行うものとする。

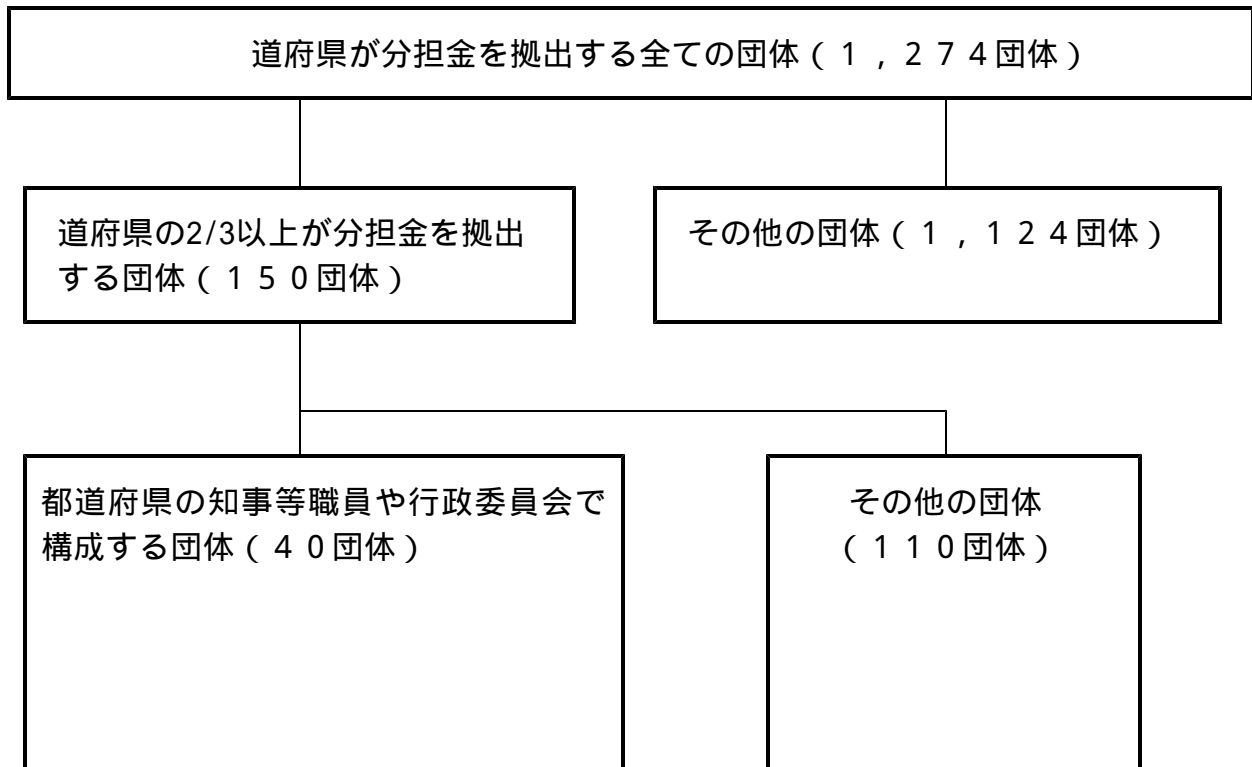
以上

平成17年12月19日

全国知事会法令外分担金特別委員会

(参考)

分担金拠出団体の分類とその対応方針



【今回の対応案】

都道府県の知事等職員や行政委員会で構成する団体 (40 団体)  
 分担金拠出を原則廃止または縮減する方向で平成18年度に反映させる  
 総額952百万円 (150団体拠出総額17,732百万円の約5.4%)

(団体数及び拠出額等は今後変動あり)

【今後の検討内容と対応方針】

- (1) 150 団体中の財団法人、社団法人を含むその他の団体 (110 団体) については、当該団体の財務内容 (繰越金の伸び率、会費以外の収入の程度等) その他の状況を勘案し、特別委員会の議論を経て、分担金等の廃止、縮減の要請を行う方向で検討する。
- (2) 全1,274 団体中のその他の団体 (1,124 団体) については、各都道府県独自の判断により対応する。